

令和3年11月30日
自動車局安全政策課

事故防止対策支援推進事業の一部の申請受付期間を延長します ～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、運行管理の高度化に資する機器の導入の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して自動車事故対策費補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付期間を令和3年11月30日までから令和4年1月31日までに延長いたします。

1. 延長する補助事業及び受付期間等

○運行管理の高度化に対する支援

- ①申請受付期間: 令和3年10月4日～令和4年1月31日
- ②補助対象機器: デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーであって、国土交通大臣が選定したもの
- ③補助率: 取得に対する経費の1/3
- ④補助限度額(機器1台あたり)
 - デジタル式運行記録計
車載器: 3万円 事務所機器: 10万円
 - 映像記録型ドライブレコーダー
車載器: 2万円(一部2.5万円) カメラ: 5千円 事務所機器: 3万円
- ⑤1事業者あたりの上限額: 80万円

2. 補助事業の内容

申請方法等制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

運行管理の高度化に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所

最寄りの地方運輸局、運輸支局等

4. 留意点

申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間内であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 村井、奥山

TEL: 03-5253-8111(内線 41623、41624) 03-5253-8566(直通)